

# JIA

(社)新日本建築家協会  
関東・甲信越支部

JAPAN  
INSTITUTE OF  
ARCHITECTS

KENCHIKUKA KAIKAN,  
2-3-16, JINGUMAE,  
SHIBUYA-KU, TOKYO,  
JAPAN

東京都渋谷区神宮前2-3-16  
建築家会館

TEL. 408-8291 FAX. 408-8294

## Bulletin

# 1

### 目 次

関東甲信越支部長メッセージ	椎名政夫	1
内外ともに存在感ある団体へ	丹下健三	2
(建設通信・設立特集号より)		
永井賢城さんの逝去を悼む	鶴巻昭二	3
支部規定(案)		4
支部組織(案)		9
支部運営の考え方について		11
支部役員構成(案)+事務局構成		13
支部委員会・部会構成(案)		15
支部機構運営検討会議の経過		16
新日本建築家協会(JIA)設立		18
(新建築・1987年6月号より)		

## 関東甲信越支部長メッセージ

権名政夫

新家協会は丹下健三会長をはじめとする会員各位の御努力によって、6月15日社団法人の許可を取得いたしました。つづけて、各支部とも7月中にはそれぞれ設立される予定です。私達、関東甲信越支部もすでに4月以来暫定的ではありますが、“支部機構運営検討会議”を設置して支部の基本的な構造と機能を策定してまいりました。支部規定、役員選挙規定、委員会及び部会の設立、広報事務機能の向上を求められている事務局の構成など一応支部の骨格が整いましたが、まだまだ不備や不整合な点も多く、これからも会員各位の提案や要望を反映した試行錯誤をつみ重ねて、新家協会にふさわしい構造をつくりたいと考えております。しかしながら、4,000人をこす支部会員の期待に応えるためにもなるべく早く支部活動を軌道にのせるため、ここに7月7日支部設立総会を開催する運びになりました。

関東甲信越支部は新家協会の中核としてその会員数の半ばをこえる建築家を擁し、しかも会員がつねに参加意識を持ちながら、設計と技術を錬磨し、社会公共に対しても迅速かつ適切に対応の出来る高感度な組織であり、広い地域と層の厚い会員が多様で時には異質な価値観の共有さえ出来る開かれた高い職能レベルを目指す組織であると信じています。

たしかに時代はあらゆる面で、意見や価値観の分断が目立ちます。問題の深さと重みは私達建築家をともすればしりごみさせるほどですが、このような時に、新団体の支部長の大役をお引き受けしましたが、これも建築家職能のつらいけれどもあえて挑戦する宿命だと思います。

支部設立に際して、会員の御理解御協力と職能としての犠牲と奉仕もいただき、次の世代に継ぐことの出来る新家協会の基礎づくりを支部長として会員各位にお願いする次第です。

社団法人新日本建築家協会の設立総会が、去る十一月一日、東京・平河町の全都市町村会館で、全国の建築家約八百人参加のもと開催され、歴史的な第一歩を踏み出す。設計界の渾身をこめて、力強い建築家の職能団体を築きあげようとする。日本建築家協会、日本建築設計監理協会連合会が世話役となつて設立準備に取り組み、きた結果、多くの諸問題がのびのびと設立総会の運びとなったもの。これまでもない新協会は、職能理念に基づいた大同の組織として社会に貢献し、建築文化の創造発展に寄与して行くことになった。

「このたぐいの新日本建築家協会、日本建築家協会、日本建築設計監理協会連合会が世話役となつて準備してきたもので、職能理念をもった建築家個人を単位とした新しい団体です。職能をめざす以上は個人なその担い手ですが、それ以上の個人を成員とする団体なのです。」

「このたぐいの新日本建築家協会、日本建築家協会、日本建築設計監理協会連合会が世話役となつて準備してきたもので、職能理念をもった建築家個人を単位とした新しい団体です。職能をめざす以上は個人なその担い手ですが、それ以上の個人を成員とする団体なのです。」

## 内外ともに存在感ある団体へ

新日本建築家協会設立準備委員会  
日本建築家協会会長

丹下 健二

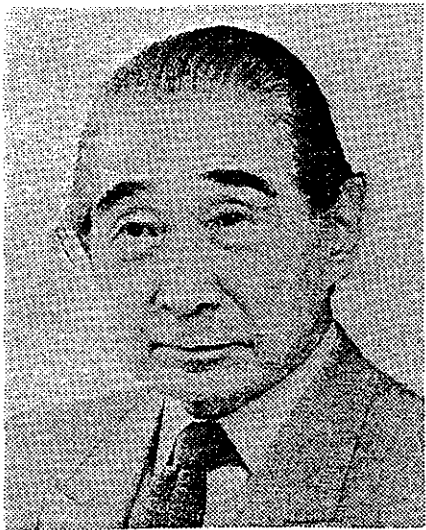
「この数カ月ばかりの間、建  
設責任者層にはいままの社  
会。外部の人たちへの扱  
方を返して、新しい社会法  
人として認められたこと  
を頼りにしています。この  
設立総会のもよみ一月以内  
に法人をあげたいだけ  
で、思う通りです。したが  
り、この設立総会が、あま  
り千人になりませんでした。

「この大形のシンポジウムを  
また何回か東京か大阪へ行  
うことになっていこう。と  
言いつても、なごの発言  
をきくだけでも、一人ひと  
りが小さな主張だけで、  
互に意見を述べて設計の質  
を高めていきたいと思います。  
思っています。

「これは、これからの新入  
員に加えて、作品賞をさぐ  
りたいと思っています。そ  
ういふことを通して、AIAや  
RIBAのような国の内外を  
問わず、グローバルな視点  
をもち、職能のものを高  
めていければいいと思います。  
また、これは、あつた新人  
も職能がもつ公益性に対する  
意識を互いに自覚し、社会  
に向かつて発言していかねば  
なりません。」

「このたぐいの新日本建築家協会、日本建築家協会、日本建築設計監理協会連合会が世話役となつて準備してきたもので、職能理念をもった建築家個人を単位とした新しい団体です。職能をめざす以上は個人なその担い手ですが、それ以上の個人を成員とする団体なのです。」

「このたぐいの新日本建築家協会、日本建築家協会、日本建築設計監理協会連合会が世話役となつて準備してきたもので、職能理念をもった建築家個人を単位とした新しい団体です。職能をめざす以上は個人なその担い手ですが、それ以上の個人を成員とする団体なのです。」



「このたぐいの新日本建築家協会、日本建築家協会、日本建築設計監理協会連合会が世話役となつて準備してきたもので、職能理念をもった建築家個人を単位とした新しい団体です。職能をめざす以上は個人なその担い手ですが、それ以上の個人を成員とする団体なのです。」

「このたぐいの新日本建築家協会、日本建築家協会、日本建築設計監理協会連合会が世話役となつて準備してきたもので、職能理念をもった建築家個人を単位とした新しい団体です。職能をめざす以上は個人なその担い手ですが、それ以上の個人を成員とする団体なのです。」

「このたぐいの新日本建築家協会、日本建築家協会、日本建築設計監理協会連合会が世話役となつて準備してきたもので、職能理念をもった建築家個人を単位とした新しい団体です。職能をめざす以上は個人なその担い手ですが、それ以上の個人を成員とする団体なのです。」

「このたぐいの新日本建築家協会、日本建築家協会、日本建築設計監理協会連合会が世話役となつて準備してきたもので、職能理念をもった建築家個人を単位とした新しい団体です。職能をめざす以上は個人なその担い手ですが、それ以上の個人を成員とする団体なのです。」

## 永井賢城さんの逝去を悼む

(社)新日本建築家協会  
理事 鶴巻昭二

設監連、東京設監の会長であった永井さんの突然の訃報、只唖然とするばかりです。

思えば、東京設監設立時から、逝去される迄、会長として絶えずけわしい山坂を踏破してこられたこの10幾星霜、永井さんにとって心身共に大へんな御苦勞であった事は、察するに難くありません。東京設監社団法人化では、一方ならぬものがあつたと聞き及んで居ります。

間もなく建築界の再編成が声高に叫ばれるようになり、設監連の会長として、その先頭に立ち、重なる重荷が加わる事になりました。この大事業が、全国的な広がりを見せ、建築家職能の夜明けのその節目を目前にして、あの世へ旅立たれた事は、われわれ、会長を補佐しつつ、共に同じ道を歩み続けてきた者にとって限りなく残念でなりません。

6月15日新日本建築家協会の社団法人認可を、何と墓前に報告すべきか、只「本当に御苦勞をおかけしました。やすらかに眠り下さい」との一言以外に云う言葉をしりません。

# 社団法人 新日本建築家協会

## 関東甲信越支部 規定 (案)

### (名 称)

第1条 この支部は、社団法人新日本建築家協会関東甲信越支部という。

### (事務所)

第2条 この支部は、事務所を東京都渋谷区に置く。

### (所属会員)

第3条 この支部は、社団法人新日本建築家協会会員のうち、次の地域のものをもって組織する。

(1) 茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、  
神奈川県、山梨県、長野県、新潟県

(2) 国外に在住の会員で関東甲信越支部に所属を希望するもの。

2. この支部は、各種の連絡、会合、事業活動などを地域において、円滑に推進するために必要に応じて地域に活動単位を置くことができる。

### (事 業)

第4条 この支部は、社団法人 新日本建築家協会定款による目的及び事業に準拠し、支部における必要な事業を行う。

### (役 員)

第5条 この支部に次の役員を置く。

支部長 1名 副支部長 2名以内

幹 事 36名 (幹事長、副幹事長、常任幹事 11名を含む)

監 査 2名

2. 第1項の支部役員を選出については、この支部が定める支部役員選出規定による。

3. 前項の支部役員選出規定は支部総会の議決による。

### (役員の仕事)

第6条 支部長は支部を代表し、会務を総理する。

2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるとき、または欠

けたときは支部長が予め指名した順によって、その職務を代行する。

3. 幹事長は幹事の意見を取りまとめ、役員会の議事運営等に関する審議をはかる。
4. 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは副幹事長がその職務を代行する
5. 幹事はこの支部の会務を分担して委員会及び部会の活動等の円滑化をはかり、事業の執行を行う。
6. 常任幹事は常任役員会において、事業の企画、調整をはかる。
7. 監査はこの支部の財産及び事業執行の状況を監査し、支部総会にその結果を報告する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、4月1日に始まり翌々年の3月31日に終わる。但し、支部長、副支部長を除き、再任をすることはできない。

2. 補欠または増員によって就任したものの任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任または任期満了後も後任者が就任するまで、引き続きその職務を行わなければならない。
4. 支部長、副支部長を除く役員は毎年その半数を改選する。

(顧問並びに相談役)

第8条 この支部に顧問並びに相談役を置くことができる。

2. 顧問並びに相談役は、支部総会の決議により支部長がこれを委嘱する。
3. 顧問並びに相談役は、支部長の諮問に答え、役員会に出席して意見を述べることができる。但し、議決に加わらない。
4. 顧問並びに相談役の任期は2年とし、総会に始まり総会に終わる。

(総会)

第9条 通常総会は毎年5月末までに招集する。

2. 臨時総会は次の場合に招集する。
  - (1)役員会において必要と認めるとき。

(2) 監査より役員会に招集すべき議案を示して開催の申し入れがあったとき。

(3) 正会員総数10分の1以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき。

3. その他総会に関する事項は、社団法人新日本建築家協会の定款を準用する。

#### (総会の招集)

第10条 総会は、支部長が招集する。

2. 総会の招集は、少なくとも開催日の7日前に、その会議の日時、場所及び附議すべき事項を示し、文書でこれを正会員に通知しなければならない。

#### (総会の附議事項)

第11条 総会においては、次の事項を議決する。

(1) 支部規定の変更

(2) 事業報告、収支決算及び貸借対照表の承認

(3) 支部事業計画及び収支予算

(4) その他この支部の運営に関する重要な事項

#### (総会の議決)

第12条 支部総会は、支部正会員の10分の1以上出席しなければ議決することができない。

2. 支部総会の議事は、議長を除く出席正会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3. 支部規定を変更しようとするときは、支部総会において出席正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

#### (正会員の議決権)

第13条 支部正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

2. 議決権の行使は、他の出席正会員にこれを委任することができる。

3. 前項の委任は、これを出席と見なす。

#### (役員会及び常任役員会)

第14条 役員をもって役員会を構成する。

2. 役員会及び常任役員会は、必要に応じて支部長が招集し、支

部事業その他の会務を評議決定する。

但し、監査は議決に加わることはできない。

3. 役員会は、構成員2分の1以上出席しなければ議決することができない。

4. 役員会の議決は、出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員会及び部会)

第15条 この支部の事業の執行をはかるため、役員会の議を経て、委員会及び部会を設け、またこれを廃止することができる。

(事務局)

第16条 この支部の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局に関する事項は、役員会の議決により別に定める。

(経費の支弁)

第17条 この支部の経費は本部よりの支部運営費、または事業から生ずる収入、寄付金、支部賛助会費及びその他の収入でこれを支弁する。

(事業年度)

第18条 この支部の事業年度は1年とし、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規定の変更)

第19条 この規定は、支部総会の決議により変更することができる。

(準用)

第20条 この規定に定めていない事項は、社団法人新日本建築家協会の定款を準用し、定款に特別の定めのない場合は、支部総会の決議によって決定することができる。

(支部賛助会員)

第21条 この支部の事業を支援する個人、法人、または団体による支部賛助会員を置くことができる。

2. 支部賛助会員の資格、種類、入会、会費、その他については役員会の議決により別に定める。



## 付 則 ( 経 過 措 置 )

- (1) この規定は、昭和62年 月 日より施行する。
- (2) 第5条第2項の規定にかかわらず昭和62年 月 日から昭和63年5月31日までの役員は、支部設立準備会において選出し、支部設立総会において承認されることにより任命される。
- (3) 支部設立時における支部役員選出規定については、第5条第3項の規定にかかわらず、支部設立総会において選出された役員による役員会での議決により決定、執行する。但し、この規定については、第1回の通常総会において報告、承認を得ることとする。

### 手続き未了(正式申込書)の皆様へ！

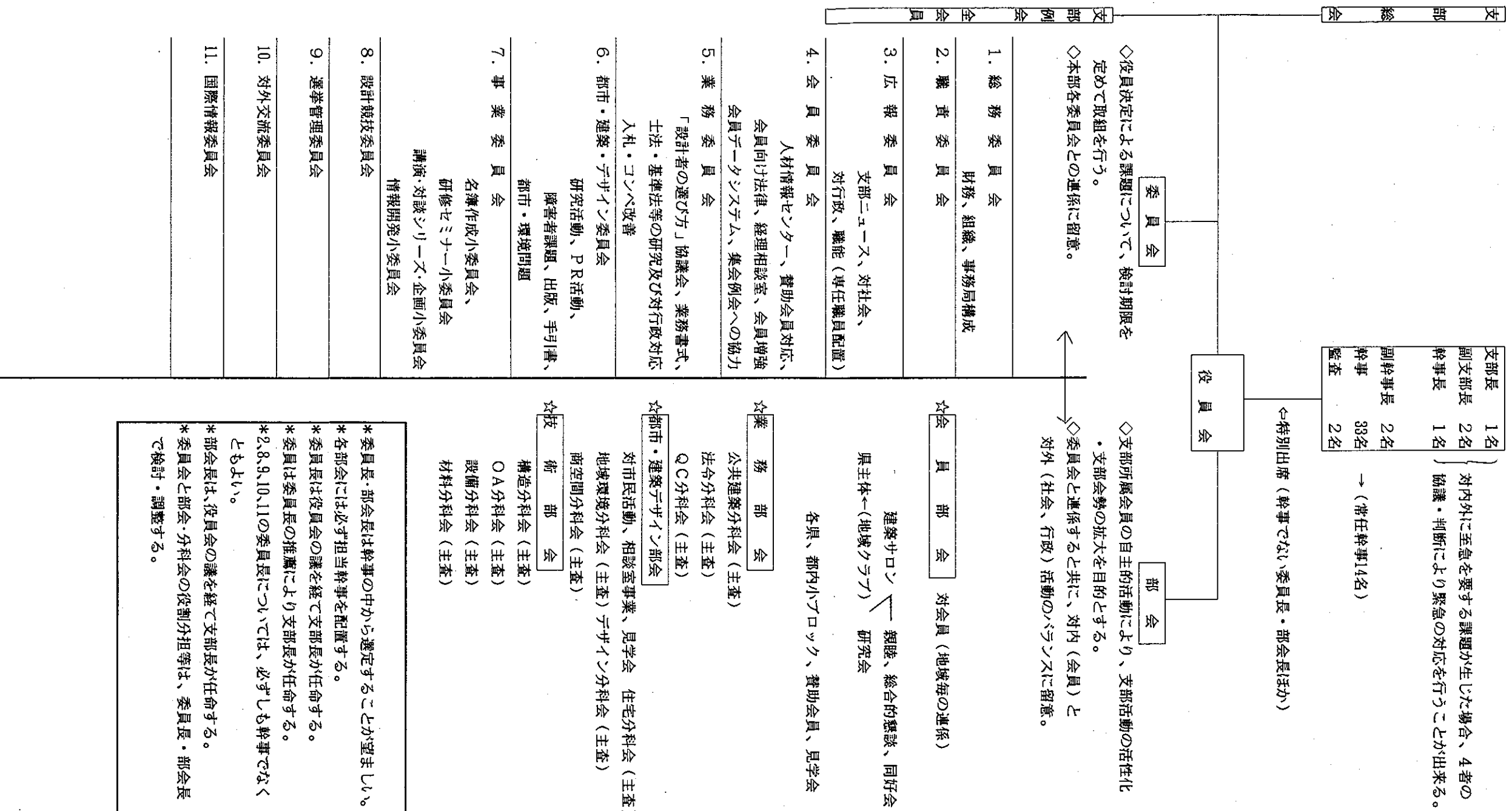
すでに、ご存じの通り新日本建築家協会は5月11日に設立し、6月15日には社団法人の許可をいただき、名実ともに公益法人としてスタートいたしました。

さらに7月7日には新団体の半数近くを擁する当支部の設立総会をまじかに控えております。

つきましては、今回ご案内を差し上げた会員の中で5月初めにご送付申しあげております正式申込書が、未提出になっている方がございますので、是非とも支部設立総会までに至急手続きを完了していただけますようお願い申しあげます。

なお、お手元に書類のない場合は事務局までご一報いただければ資料をご送付申しあげます。

社団法人新日本建築家協会  
関東・甲信越支部組織(案)



\*委員長・部長は幹事の中から選定することが望ましい。  
 \*各部会には必ず担当幹事を配置する。  
 \*委員長は役員会の議を経て支部長が任命する。  
 \*委員は委員長の推薦により支部長が任命する。  
 \*2,8,9,10,11の委員長については、必ずしも幹事でなくともよい。  
 \*部長は、役員会の議を経て支部長が任命する。  
 \*委員会と部会・分科会の役割分担等は、委員長・部長で検討・調整する。

## 関東甲信越支部運営の考え方について

### ◇はじめに

関東甲信越支部は、全国約7,000人の会員の内、その半数(3,600~4,000)を擁し、かつ多様な会員構成の支部となることから、その対応が充分できる組織であることが望まれます。今後の支部運営の検討に当り、椎名支部長の下、森園安男氏をチーフとして、暫定的に十数名のメンバーにより支部機構運営検討会議が組織されました。同会議では、特に緊急を要する課題としての イ)支部規定 ロ)支部運営費 ハ)支部役員構成 ニ)支部組織 ホ)広報 ヘ)入会審査 ト)支部設立総会などについて内容検討を重ね、同封資料の通り、素案としてまとめることができました。

そのまとめに当たり、コンセプトとして確認されたのは以下のような事項です。

なお、支部運営を検討していく中で、役員人事については設立当初でもあり、暫定的に任期が1年ということもあって、経過措置として支部長を中心に同会議で選定をおこなったこと、また、幹事の割り当てに当たっては、各地域の会員数を基礎におきながら算出(特に東京については定数枠を考慮し、人数をおさえるなど調整)を行いました。また、支部予算については本部からの運営費配分が今のところ確定的でないの、後日に報告せざるを得ないこと、本部・支部の役員選出の方法についても同様本部との兼ねあいから、目下未定ですので、申し添えておきます。

### ◇関東甲信越支部運営のコンセプト

- 1)開かれた組織(対内的)であり、かつ会員が参加意識を持てる組織であること(会員に対するメリット)
- 2)社会、行政に迅速に対応できる組織(対外的)であること
- 3)技術的向上は勿論、社会、経済の変化、展望に的確に対応できる柔軟な組織としての基盤と体制の確立
- 4)次の世代に活動を継承できる概念を持った組織であること(若い世代の積極的な参加)
- 5)地域、地方との交流(関東甲信越各県、及び全国への広がり)と連携)
- 6)本部との交流、協同体制の強化及び支部の主体性の確立

特に支部組織では、委員会・部会制度を採用して、その両組織の連携を深めるように構成されておりますが、それは上記のコンセプトを踏まえて考えられたものであり、下記のような特徴をもっております。

#### 1. 部会・分科会制度

1)の開かれた組織(対内的)に対しては、自由な全会員参加を狙いとした部会制度が考えられ、日常に於ける不断の活動と交流を目的としたものです。また、役員会等への対応を考慮して部会数を絞り込んだこと、多数の会員が参加できるように分科会の数を増やすことがその特徴です。特に分科会に対しては、その時々々の事情に合わせて存続・解消されるとされています。

#### 2. 委員会・小委員会制度

2)の社会、行政に迅速に対応できる組織(対外的)に対しては、委員会制度が考えられています。委員会には支部内部の体制づくりの分野と対社会公益事業の具体的成果を年々生み出す事業分野があり、時機に応じて、それぞれ小委員会を設けて情勢に対応できる仕組みになっています。

#### 3. 部会と委員会の連携

部会と委員会は、相互にその決定と情報の流れを良くすること、及び人的交流が計られています。したがって、その性格については共通的な問題は委員長(副)、部会長(副)、場合によっては小委員長、分科会長を含めて検討・協議されます。

#### ◇その他の検討課題について

若い世代の積極的な参加、地域との交流、本部との交流等については役員会・委員会・部会等により今後の活動を通じて、その在り方等をさらに検討していく予定であります。

## 役 員 構 成 (案)

- 支部長 椎名政夫 (本部理事・椎名政夫建築設計事務所)
- 副支部長 森園安男 (豊建築事務所)
- 渡辺武信 (渡辺武信設計室)
- 幹事長 小林道夫 (小林設計事務所)
- 副幹事長 大武通伯 (日本設計事務所)
- 林田 研 (研建築設計事務所)
- 監 査 大森義正 (鉄道会館)
- 清瀬 永 (清瀬建築設計事務所)
- 
- 幹 事 茨 城： 1 横須賀満夫 (横須賀満夫建築設計事務所)
- 栃 木： 1 小西敏正 (宇都宮大学工学部建築工学科)
- 群 馬： 1 多賀谷正一 (福島建築設計事務所)
- 千 葉： 3 桑田 昭 (桑田建築設計事務所)
- 明智克夫 (榎本建築設計事務所)
- 麓 佳正 (麓建築設計事務所)
- 埼 玉： 1 高橋成典 (高橋成典設計事務所)
- 山 梨： 1 望月光治 (中家設計)
- 神奈川： 3 松本陽一 (松本陽一設計事務所)
- 吉武創作 (国建築事務所)
- 須山善三郎 (須山建築設計事務所)
- 長 野： 2 伊藤宗春 (伊藤建築設計事務所)
- 宮本忠長 (宮本忠長建築設計事務所)
- 新 潟： 1 堤昇三郎 (堤建築設計事務所)
- 東 京： 19 大矢根雅弘 (支部総務委員長： 究建築事務所)
- 平川国一 (支部広報委員長： 環境設計工房)

下妻 力（支部会員委員長：潮建築設計事務所）  
八巻 朗（支部業務委員長：坂倉建築研究所）  
岩崎孝彦（都市・建築デザイン委員長：日建設計）  
西川 馨（支部事業委員長：和設計事務所）  
上浪 恒（支部会員部会長：構想建築設計研究所）  
市川皓一（支部業務部会長：市川総合設計室）  
大字根弘司（支部都市・建築デザイン部会長：  
大字根・江平建築事務所）  
目良 純（支部技術部会長：目良建築事務所）  
中田準一（前川建築設計事務所）  
長島孝一（AUR建築都市研究コンサルタント）  
矢部照夫（支部対外交流委員長：久米建築事務所）  
亀卦川淑郎（丹下健三・都市・建築設計研究所）  
宮入 保（佐藤武夫設計事務所）  
山田周平（三菱地所）  
浦林亮次（石本建築事務所）  
池田富士男（IMS建築設計事務所）  
斎藤孝彦（斎藤孝彦建築設計事務所）

## 事 務 局

所 在 地 150東京都渋谷区神宮前2-3-16 建築家会館3階

TEL:03-408-8291~3 FAX:03-408-8294

職 員 菅原定三、高野孝次郎、菊地良一、坪内靖弘、小沢孝子、水野直美

各委員会・部会等の連絡は上記職員が担当いたします。なお、具体的な担当につきましては今後逐次ご連絡申し上げます。

委員会・部会構成（案）

総務委員会	委員長	大矢根雅弘（究建築事務所）
	副委員長	田中 清（創建築設計事務所）
職責委員会	委員長	相田武文（相田武文設計研究所）
広報委員会	委員長	平川国一（環境設計工房）
会員委員会	委員長	下妻 力（建築設計事務所）
	副委員長	北村尚道（きたむら建築設計）
業務委員会	委員長	八巻 朗（坂倉建築研究所）
	副委員長	橋本喬行（日建設計）
都市・建築デザイン委員会	委員長	岩崎孝彦（日建設計）
事業委員会	委員長	西川 馨（和設計事務所）
設計競技委員会	委員長	波多江健郎（波多江研究室）
選挙管理委員会	委員長	加藤寛二（翼建築設計事務所）
对外交流委員会	委員長	矢部照夫（久米建築事務所）
国際情報委員会	委員長	三上祐三（ミディ総合設計研究所）
支部設立総会実行委員会	委員長	平島二郎（平島建築設計事務所）
本部大会支援委員会	委員長	土岐 新（土岐新建築総合計画事務所）
会員部会	部会長	上浪 恒（構想建築設計研究所）
業務部会	部会長	市川皓一（市川総合設計室）
都市・建築デザイン部会	部会長	大宇根弘司（大宇根・江平建築事務所）
技術部会	部会長	目良 純（目良建築事務所）

## 支 部 設 立 に 向 け て の 経 過

### 機 構 運 営 検 討 会 議

(椎名支部長のもと、森園安男氏をチーフに諸規定類の整備等多くの課題について検討を重ねてきた。)

<構成メンバー>森園安男(チーフ)、高橋志保彦、大矢根雅弘、清瀬永、田中清、加藤寛二、小林道夫、大武通伯、平島二郎、山口昭一、平川国一、目良純、松本陽一各氏。椎名政夫支部長。

第1回 4月28日(火)○支部の在り方について意見交換、組織並びに活動の在り方検討するため、組織等小委員会と委員会等小委員会の設置を行った。

第2回 5月19日(火)○役員構成の在り方を中心に検討。

第3回 6月2日(火)○支部幹事の選出方法、支部規定案等の課題につき審議。

第4回 6月11日(火)○支部設立総会に向けて、諸課題検討。

### ◎委員会等小委員会

<構成メンバー>田中清(チーフ)、加藤寛二、小林道夫、平島二郎、平川国一、目良純、松本陽一各氏。

第1回 5月8日(金)○活動の在り方として、委員会と部会との関連を中心に

第2回 5月19日(火) 継続的に検討。

第3回 6月2日(火)○支部組織案のディテール検討。

### ◎組織等小委員会

<構成メンバー>大矢根雅弘(チーフ)、山口昭一、大武通伯、高橋志保彦、清瀬永各氏。

第1回 5月8日(金)○支部の在り方、特に地域活動との関連等の観点から組織の課

第2回 5月15日(金) につき継続的に検討。

第3回 5月26日(火)○支部規定<選挙規定含め>案を検討・本会議答申



◎会員小委員会

<構成メンバー>下妻力(チーフ)、橋本龍一、上浪恒、北村尚道、大竹比呂志、  
田中桂二各氏。

第1回5月26日(火)○会員518名についての入会審査を実施。

◎広報小委員会

<構成メンバー>平川国一(チーフ)大武通伯、松本嘉雄各氏。

第1回5月28日(木)○支部構築に向けての各委員会での動き等を中心に、支部会員  
に対して速報的に中間報告を行うべく設置され、第1号の支  
部会員向けニュースを本部ニュースを追った形で6月22日発  
刊を目途に作業。

第2回6月8日(月)○第1号の内容について、つめの作業を実施。

第3回6月16日(火)○第1号掲載内容の決定。

◎財務小委員会

<構成メンバー>清瀬永(チーフ)、田中清、大矢根雅弘各氏。

第1回6月9日(火)○支部財政計画の検討をメインテーマに、具体的作業として昭  
和62年度支部予算案について積み上げ方式により検討。素案  
のとりまとめを行った。

---

◎全国支部長会議 支部運営費、支部規定、活動方針等の課題につき検討。

第1回5月21日(木)、第2回6月2日(火)、

第3回6月26日(金)開催予定

◎関東甲信越支部役員候補者会議 6月23日(火)開催予定

◎関東甲信越支部委員長・部会長会議 6月30日(火)開催予定

## 新日本建築家協会(JIA)設立——会長に丹下健三氏

新日本建築家協会 (Japan Institute of Architects=JIA)の設立総会が、去る5月11日、東京の赤坂プリンスホテル・クリスタルパレスにおいて開催された。

新団体は、日本建築家協会と日本建築設計監理協会連合会が母体となって推進し、社会的・国際的視野からみても、わが国建築家を質量ともに代表するにふさわしい職能団体を目指して設立されたもので、建築家個人を会員とする組織である。会員数は設立時点で約7,000人、数ヵ月後には1万人に達すると見込まれており、この新団体を率いる会長には丹下健三氏、また副会長には、北代礼一郎、永井賢城、林昌二、坂内幾男の4氏が就任した。

総会には、全国から800人を超える建築家が参加。新団体の設立までの経過報告に続いて、役員を選出、同協会の設立趣旨、定款および会費等の規定、事業計画などが審議され、いずれも満場一致で承認された。

新団体の事業内容は、①建築物の質の向上に資するための施策の実施 ②都市建築に関する調査・研究 ③建築設計監理業務基準の制定 ④建築家の育成に関する施策の実施 ⑤建築文化の向上に資する国際交流の推進 ⑥建築家とその組織に関する法制の調査・研究 ⑦建築行政への提言 ⑧機関紙・誌および図書の刊行など9項目に及ぶ。また正会員については、①主宰者 ②協同者 ③一般所員 ④官公庁・教育機関等の4種となっている。

支部は全国を8ブロックに分けて運営され、主たる事務所は東京・渋谷区の建築家会館内〈tel (03) 408-7125/tel (03) 408-8291〉

に設置される。役員の顔ぶれは以下の通り。なお任期は2年間であるが、初年度に限り来年5月31日までである。

▷会長=丹下健三 ▷副会長=北代礼一郎・永井賢城・林昌二(3名とも関東・甲信越支部)・坂内幾男(近畿支部)

▷北海道支部=上遠野徹(支部長) ▷東北支部=深瀬啓智(支部長)・本間利雄 ▷関東・甲信越支部=椎名政夫(支部長)・内井昭蔵・田邊博司・鶴巻昭二・長谷川逸子・三上清一・六角鬼丈 ▷東海・北陸支部=大塚一三(支部長)・新村利夫・税田公道・高橋正恒 ▷近畿支部=山西喜雄(支部長)・出江寛・岡本行善・三輪泰司・宗政敏夫 ▷中国支部=丸川大祐(支部長) ▷四国支部=山本忠司(支部長) ▷九州支部=三島庄一(支部長)・和田吾市 ▷専務理事=藤井正一郎(以上理事29名)

▷監事=田中清・岩崎徹

総会に引き続いて、夕方からは同会場において懇親会がもたれ、席上、丹下会長が「多くの若い建築家を会員として迎えることができ感謝している。これからは世代を超え、互いに切磋琢磨して日本の建築の平均的な質の向上を図っていくことが必要。それと同時に対外的には、職能理念に基づいて、建築家の地位が社会的に確保されるよう全力を上げて努力していく」とあいさつした。来賓には、天野光晴(建設大臣)、片山正夫(建設省住宅局長)、太田和夫(日本建築士会連合会会長)、伊藤喜三郎(日本建築士事務所協会副会長)、竹中統一(建築業協会副会長)氏らが列席し、新団体の船出を祝うにふさわしく盛大に催された。

人・間・空・間 たいせつに



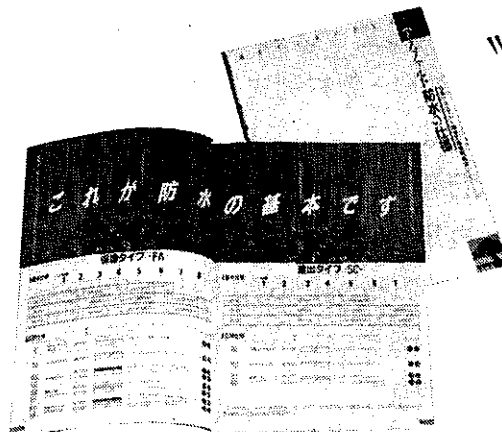
タイル・住宅設備機器 株式会社 INAX

東京本部 〒104 東京都中央区京橋3丁目6番18号 TEL03-561-1710

世界のトイレ・バスプラザ「エクサイト」オープン



東京・赤坂アーケード最上階に新名所、XSITE  
(エクサイト)は約1500㎡のスペースに改米10ヵ国  
約30社のトイレ・バス・水栓金具400点余りとアクセ  
サリー・ファンシーグッズなどを常設展示しています。



“日アス新仕様” 発刊

これが防水の基本です

あらゆる防水に対応出来る  
わかりやすく利用しやすい構成

日本アスファルト防水工業協同組合 03(870)5051代表 日新工業株式会社 03(882)2424代表

創業1887年 100年の伝統に培われたヤマハ特注家具

feelin'  
YAMAHA

- 公共施設 (図書館、美術館、博物館、ホール、学校、教会他)
- 一般企業 (社長室、役員室、応接室他)
- ホテル (客室、パブリック他)
- 会議室 (議場、国際会議室、AV会議室他)
- 金融機関店舗 (銀行、証券、外国企業他)
- 集合住宅 (システムキッチン、洗面化粧台、木製建具他)

**日本楽器製造株式会社**

リビング事業本部家具特販部東京事務所 TEL 03-320-3431  
〒151 東京都渋谷区代々木2-4-9 三信北星ビル7F

この広告は、従来より協力を戴いている各社より、今回特に協賛願ったものです。